

令和6年度 第2回

日高市国民健康保険運営協議会 会議録

会議の名称	日高市国民健康保険運営協議会審議会
日時	令和6年10月11日(金) 13:30~14:30
場所	日高市役所5階501会議室
公開・非公開	公開
非公開理由	
出席者	鈴木会長、金子副会長、駒井委員、篠崎委員、金子委員、岡部委員、松井委員、横田委員、前田委員、清水委員、遠藤委員、小倉委員、高沢委員
欠席者	平野委員、奥田委員
説明員	健康推進部長、保険年金課長、国民健康保険担当主幹
事務局	健康推進部長、保険年金課長、国民健康保険担当主幹、主査
傍聴者	1人
所管課	健康推進部保険年金課
議題及び決定事項等	<p>1 日高市国民健康保険税の税率等の改正について(諮問) (決定事項等) 次回の会議において答申</p> <p>2 日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例について (決定事項等) 原案のとおり承認</p> <p>3 令和6年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について (決定事項等) 原案のとおり承認</p>
会議資料	<p>資料1-1 国民健康保険税における現行保険税率と標準保険税率との差額</p> <p>資料1-2 国民健康保険税の税率改定案の検討に係る資料</p> <p>資料1-3 国民健康保険税の税率改定案に係るモデルケース</p> <p>資料1-4 国民健康保険税の税率等の改正について</p> <p>資料2 日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例</p>

	資料3 令和6年度日高市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）歳入歳出集計表
会議の経過	<p>1 日高市国民健康保険税の税率等の改正について</p> <p>[説明要旨] 「資料1-1から資料1-4」に基づいて説明 本議題は、諮問案件となっておりますので、谷ヶ崎市長より、諮問書を読み上げさせていただきます。</p> <p>～ 諮問書を読み上げ、会長に手渡す ～</p> <p>議 長：</p> <p>市長から諮問書を受け取りました。委員の皆さまには、写しを配ります。引き続き、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局：</p> <p>前回の会議のおさらいになりますが、これまでは令和4年度、6年度、8年度と税率改定を実施し、埼玉県の国保運営方針に定める令和9年度の準統一に向け、その前年度の令和8年度までに一般会計からの赤字補填のための繰入れを解消する、と説明していましたが、県から数年先の令和9年度において必要となる標準保険税率の推計値が示され、それが著しく上昇していたことから令和7年度にも税率改定を行いたい旨を説明し、ご了承いただいたところで、本日は、その後に税率改定の検証を進めた具体的な改定案を示させていただきます。</p> <p>資料1-1をご覧ください。「国民健康保険税における現行保険税率と標準保険税率との差額」から説明します。</p> <p>1段目は、令和6年度現行の保険税率と県が示した令和6年度の日高市の標準保険税率との差引きを示した表です。</p> <p>2段目は、令和6年度現行の保険税率と前回の会議で説明した今年3月末に県が示した令和9年度推計値の日高市の標準保険税率との差引きを示した表です。3段目は、2段</p>

目と同じ令和6年度現行の保険税率との比較ですが、前回の会議の後に県が更に変更を行った新たな令和9年度推計値を示してきたので、それとの差引きになります。新たな推計値は、表の中で黄色に塗られた部分になります。医療給付費分の数値が8.82パーセントと非常に上昇し、後期高齢者支援金等分と介護納付金分については少し下がっています。

次に、資料1-2「国民健康保険税の税率改定案の検討に係る資料」をご覧ください。この表は、新たに示された令和9年度推計値の日高市の標準保険税率に合わせて引上げをしていく場合、令和7年度と令和8年度でそれぞれどれくらいの配分で引上げを行っていくか検討したものです。初めに、令和7年度に50パーセント、令和8年度に50パーセントの引上げを行う配分を基準としました。次に、令和7年度に55パーセント、令和8年度に45パーセントの引上げを行う配分と、令和7年度に60パーセント、令和8年度に40パーセントの引上げを行う配分も検討しています。

検討の結果、上から3段目の表の赤い太線枠の部分、55パーセント対45パーセントが妥当ではないかという判断になり、今回の諮問案となりました。初めに基準とした50パーセント対50パーセントの案もありましたが、県が示す標準保険税率の推計値がこちらの想定を超えて引き上げられている現状がありますので、今後更に標準保険税率の上昇があったとしても、令和8年度に極端な改定率とならないよう、今回を55パーセント対45パーセントにすることが妥当と考えたところです。

なお、4段目の表は、低所得者軽減後の均等割額がどれくらいになるかということで、7割軽減後と5割軽減後と2割軽減後の金額を示したものです。5段目の表は、低所得者軽減後の年税額の見込みで令和7年度と令和8年度の

推移を示したものになります。

次に、資料 1-3 「国民健康保険税の税率改定案に係るモデルケース」をご覧ください。こちらの表は、改定案の検討におけるモデルケースで、3つのケースは、例年広報等で使用しているものです。モデルケース①が、1人世帯で70歳、年金収入110万円で所得は0円、年齢的に介護納付金分のない7割軽減対象となっている方です。モデルケース②が、2人世帯で65歳の夫婦、世帯主が年金収入200万円で所得は90万円、配偶者が年金収入60万円で所得は0円です。年齢的にこちらも介護納付金分のない5割軽減対象となっている方です。モデルケース③が、3人世帯で45歳の夫婦とこどもが15歳のケースです。世帯主の給与収入が400万円で所得は276万円、配偶者とこどもの収入はなし、介護納付金分は夫婦2人分が課税され、軽減なしというケースです。①から③までそれぞれのケースで、50パーセント対50パーセント、55パーセント対45パーセント、60パーセント対40パーセントの場合で算定しています。特に③のケースでは軽減がないことと、所得割額があるため金額の上り幅が大きくなります。

次に、資料 1-4 「国民健康保険税の税率等の改正について」をご覧ください。諮問書と同じ率のものになりますが、資料 1-2 で出てきた数字と少し違っているところがありますので説明します。実際に、55パーセント対45パーセントで計算した時に均等割額の場合、1円未満の端数が出てしまうため、数字を丸めています。ただし、55パーセントを超えないように丸め方は端数切捨てとしました。「1. 保険税率の比較」の表の4行目、青く色付けた部分の朱書きの数字、これが今回の改正保険税率の案です。この案の数字で保険税の年間額を試算したものが、下の表の「2. 1の保険税率による保険税額（年間総額）」

となります。更に下の表の「３．軽減措置等に係る保険税の減額（年間総額）」は、低所得者世帯の軽減、課税限度額の適用、75歳年齢到達による資格喪失などの軽減措置等による減額の年間総額を試算したものです。一番下の表の「４．減額後の保険税額（年間総額）」の表は、２の表の年間総額から３の表の減額の年間総額を差し引いたものになります。２の表では保険税の年間総額が約15億9,700万円であったものが、軽減等により約12億3,300万円になります。なお、軽減等による減額分には国等から補助金が出ます。

説明は以上です。

議長：

ただ今の説明について、ご質問等はございますか。

[質問・意見] なし

議長：

ご質問、ご意見がなければ一旦この議題は終了としますが、この後の取扱いについて事務局から説明願います。

事務局：

本議題は、諮問案件であり、内容も慎重にご審議いただく必要がありますので、答申については時間を置き、次回の会議において行いたいと考えています。

次回の会議までに改めて、ご意見、ご質問がございましたら、お手元の「ご意見・ご質問用紙」に記入の上、保険年金課まで提出をお願いします。

議長：

議題1につきましては、以上とします。

2 日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

[説明要旨] 「資料2」に基づいて説明

この条例改正は、施行時期の都合上、すでに9月議会においてご審議いただき可決している案件となります。運営協議会の会議の開催時期との関係で事後承認という形になりますが、ご了承願います。

1の「経緯」です。国民健康保険法の一部改正により、令和6年12月2日に現行の被保険者証、健康保険証のことですが、これが廃止され、その後は健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みへと移行します。

また、同日以降は、従来の被保険者証を新たに発行できなくなるため、マイナ保険証をお持ちでない被保険者には、資格確認書が交付されることとなります。これらの変更に伴い、日高市国民健康保険条例において、12月2日を施行日とする所要の改正が必要となりました。

次に、2の「改正内容」です。2ページ目の新旧対照表が改正箇所の第14条を示したもので、3ページ目以降の新旧対照表が条例改正に関連する国民健康保険法の改正箇所となります。これらの新旧対照表も併せてご覧ください。

条例第14条の罰則規定の内容は、保険料、本市の場合は保険税になりますが、これを滞納している世帯主に被保険者証の返還を求めたけれども、これに応じない場合には10万円以下の過料に処する、というものです。

このたびの条例改正は、現行の被保険者証の発行が令和6年12月2日をもって終了となるため、被保険者証自体が無くなり、罰則上の被保険者証の返還拒否の事由も無くなることから、その部分を削除するものです。

次に、3の「経過措置」です。国民健康保険法が改正さ

れたときの経過措置により、被保険者証の発行が終了しても、その時点で既に交付済み、かつ有効な被保険者証であれば、廃止後から最大1年間は引き続きご使用いただけます。ただし、その1年より前に被保険者証の有効期限が到来する場合や、転職・転出などで加入する保険に異動が生じた場合にあっては、使用できる期間は、その有効期限又は異動の発生日までとなります。このような経過措置があることから、本改正条例の施行に当たっても附則で経過措置が設けられており、その交付済みの被保険者証の返還拒否の事案に限っては、令和6年12月2日以後も従前のとおり罰則規定が適用されることとなります。

説明は以上です。

議長：

ただ今の説明について、ご質問はございますか。

[質問]

委員：

マイナ保険証の保有率はどれくらいになるのか。

事務局：

約60パーセントの方が保有されていますが、利用率になると約20パーセントになります。

委員：

マイナ保険証を使用できない医療機関はありますか。

事務局：

市内の医療機関でマイナ保険証を利用できない医療機関はありません。

議 長：

ほかにご質問がなければ、「日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり承認するというので、よろしいでしょうか。

委員全員：

－異議なし－

議 長：

皆さまの賛成が得られましたので、議題2「日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり承認します。

3 令和6年度日高市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

〔説明要旨〕 「資料3」に基づいて説明

こちらにつきましても補正予算の執行時期の都合上、すでに9月議会においてご審議いただき、可決している案件となります。議案2と同様に事後承認となりますが、ご了承願います。

今回の補正予算の内容は、令和6年12月2日にマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴って、システム改修をする必要があったことから、歳出予算において委託料を1,333万2千円増額します。システム改修の内容は、新たに制度化される資格確認書の発行等に対応するものです。

歳入予算は、システム改修費の充当財源として、委託料と同額の事務費繰入金を増額するものです。

なお、システム改修に係る経費は、一旦は市の一般会計からの繰入金で賄いますが、後に国からの補助金が充てられる予定となっています。

説明は以上です。

議 長：

ただ今の説明について、ご質問はありますか。

[質問] なし

議 長：

ご質問がなければ、「令和6年度日高市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり承認するというので、よろしいでしょうか。

委員全員：

－異議なし－

議 長：

皆さまの賛成が得られましたので、議題3「令和6年度日高市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり承認します。